



～美しいまちづくりは、野外広告物の適正な表示から～

違反広告物対策を推進します

◎はじめに

茨城県では、良好な景観の形成や風致の維持、及び公衆に対する危害の防止を目的として、はり紙や野立広告などの「屋外広告物」に対し、茨城県屋外広告物条例及び同施行規則により必要な規制を行っています。

しかし実際には、条例及び規則の規定に違反している、いわゆる違反広告物が多数表示されており、まちの景観に悪い影響を及ぼしています。

【違反広告物の例】



道路沿線の市街化調整区域(禁止地域)
に表示された野立広告



電柱(禁止地域)に表示されたはり紙
に表示された野立広告

県ではこれまでにも、各市町村との協同により違反広告物の是正に取り組んできたところですが、今後は次のとおり取り組みを進めています。

◎このような取り組みを進めます

1 「茨城県違反広告物是正指導事務処理要領」を制定します

違反広告物の表示者等に対する市町村のは正指導の効率的な実施を促進するとともに、屋外広告業登録業者に対する県の指導監督との連携を図るため、「茨城県違反広告物是正指導事務処理要領」を制定します。

要領の主な内容は、次のとあります。

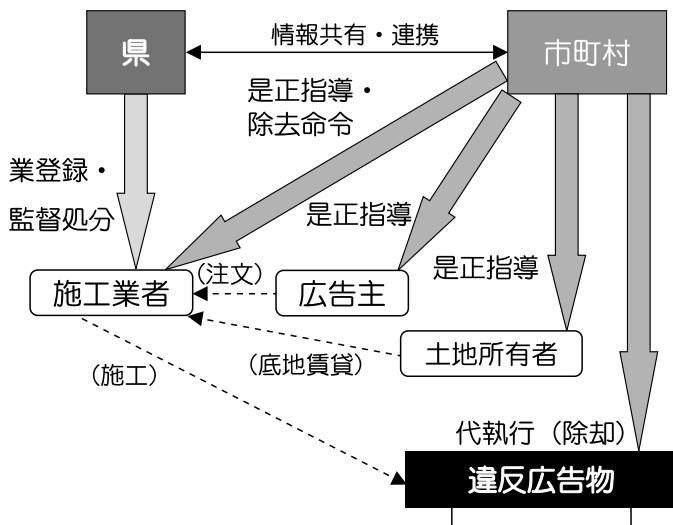
○条例及び規則で規定するは正指導の手順を具体的に整理するとともに、各手続で使用する文書等の標準的な様式を定めています。

○表示者が不明の違反広告物について広告主へ表示者を照会する手続や、違反広告物の表示者について屋外広告業の登録の有無を確認する手続を定めています。

○は正指導に関する市町村から県への報告に基づき、県において違反広告物の施工業者に対する監督処分等を実施する手続を定めています。

なお、この要領による県と市町村との役割分担は、あおむね次のとあります。

【県と市町村との役割分担のイメージ】



2 「まちの違反広告物追放推進運動」のさらなる推進を図ります

「まちの違反広告物追放推進運動」については、平成15年度の発足以来、実施団体数・登録ボランティア数とも順調に増加しており、現在では16の市町村で139団体・約3,000人がはり紙等の違反広告物の簡易除却活動に従事しています。

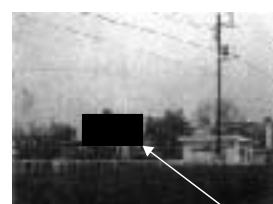
今後は特に、未実施の市町村を中心として制度の普及を図ることにより、実施団体数や登録ボランティア数の一層の拡大を目指していきます。

◎違反広告物は正の効果

違反広告物の是正を推進していくことで、次のような景観の改善が期待できます。



【是正前】



【是正後】

※代執行対象

是正への取り組みにご協力をお願いします